

ご理解・ご協力をお願い申し上げます

## 厚生年金保険法の改正に伴う 当基金の方針について

平成25年6月に国策として実質的に厚生年金基金制度を廃止することを旨とする厚生年金基金制度の見直し法が成立しました。

これを受けて当基金では、慎重に検討を重ねた結果、平成26年2月に開催された第33回代議員会で、現行の厚生年金基金の解散と後継制度となる確定給付企業年金の設立の方針を議決しました。

### 〈方針の骨子〉

- ・基金の加算給付を引き継ぐ後継制度を新たに設立します。
- ・厚生年金基金は解散します。
- ・後継制度の加入により現役加入員並びに年金受給権者の皆さまの「受給権の保全」を図ります。
- ・掛金を増額させていただきますが、予定利率を低く抑えたより安定した企業年金制度に作り変えます。

この方針に基づき、事業主の皆さまにご賛同をいただきたく、併せて加入員の皆さまの同意書のとりまとめ等をお願い申し上げますこととなります。

全国の地域中小卸売業界で働く方々の退職後の生活を継続して支えるため、新たな確定給付企業年金の設立につきまして、皆さまにご賛同をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

### パンフレット内容

- |                      |                         |
|----------------------|-------------------------|
| 1 事業主(代表者)・加入員の皆さまへ  | 4 後継制度(確定給付企業年金基金)の給付概要 |
| 2 方針議決までの経過          | 5 今後、益々重要になる退職後の設計      |
| 3 後継制度に移行後の掛金と給付のしくみ | 今後のスケジュール               |
|                      | 6 事業主さまにご提出いただく書類       |

# 方針議決までの経過

## 厚生年金基金制度見直しに係る法律改正がありました

平成25年6月に国会で厚生年金基金制度の見直しに関する法律が成立し、平成26年4月1日に施行されました。この法律では、制度を継続するための存続基準が設けられたほか、加入員や受給者等の受給権を保全するための特例が設けられました。

### (法律改正の主な内容)

#### 1 法施行日から5年経過後の存続基準が設定された

厚生年金基金として存続するには次の基準のいずれかを満たす必要があります。基準に満たない場合は厚生労働大臣は、厚生年金基金に対し解散命令を出すことができます。

基準1：最低責任準備金の1.5倍以上の年金資産を確保すること。

基準2：最低積立基準額と同額以上の年金資産を確保すること。

#### 2 特例解散制度の見直し等(法施行日以降5年間の時限措置)

##### 解散時の代行不足額に係る納付猶予の特例

	変更前	変更後
分割納付期間	最長15年	最長30年 <sup>*1</sup>
分割納付に係る利息	変動金利	固定金利 <sup>*2</sup>
連帯債務の有無	連帯債務あり	連帯債務なし

\*1 分割納付期間が5年を超える場合は、その理由が必要となります。

\*2 固定金利の利率：解散時の10年国債応募者利回り。平成26年度は0.63%。

#### 3 基金独自の年金給付の受給権保全を支援する

基金独自の年金給付の受給権保全を支援するため、他の企業年金等への円滑な移行を支援する措置が設けられました。

## 法律改正を受けての当基金の対応

### 厚生年金基金を継続するには

厚生年金基金を継続する場合は、存続基準を達成しなくてはなりません。

継続を目指すためには、大幅な掛金引上げや給付水準の引き下げを行う必要があります。引き続き代行部分の運用リスクもあることから、大変厳しい財政運営が求められることとなります。

また、基準を下回れば解散命令の対象となることから、厚生年金基金の存続は現実的ではないと判断せざるを得ない法律改正であります。

### 厚生年金基金を解散すると

このような状況の中、厚生年金基金を解散すると、基金の独自給付の受給権が消滅してしまうことになり、受給権の保全を第一に考えた場合、受給権が消滅する解散は避けなくてはなりません。

### 後継制度(確定給付企業年金)を設立し、厚生年金基金を解散します

引き続き給付を継続し、受給権を保全できる選択として、後継制度を新たに設立し、厚生年金基金は解散いたします。

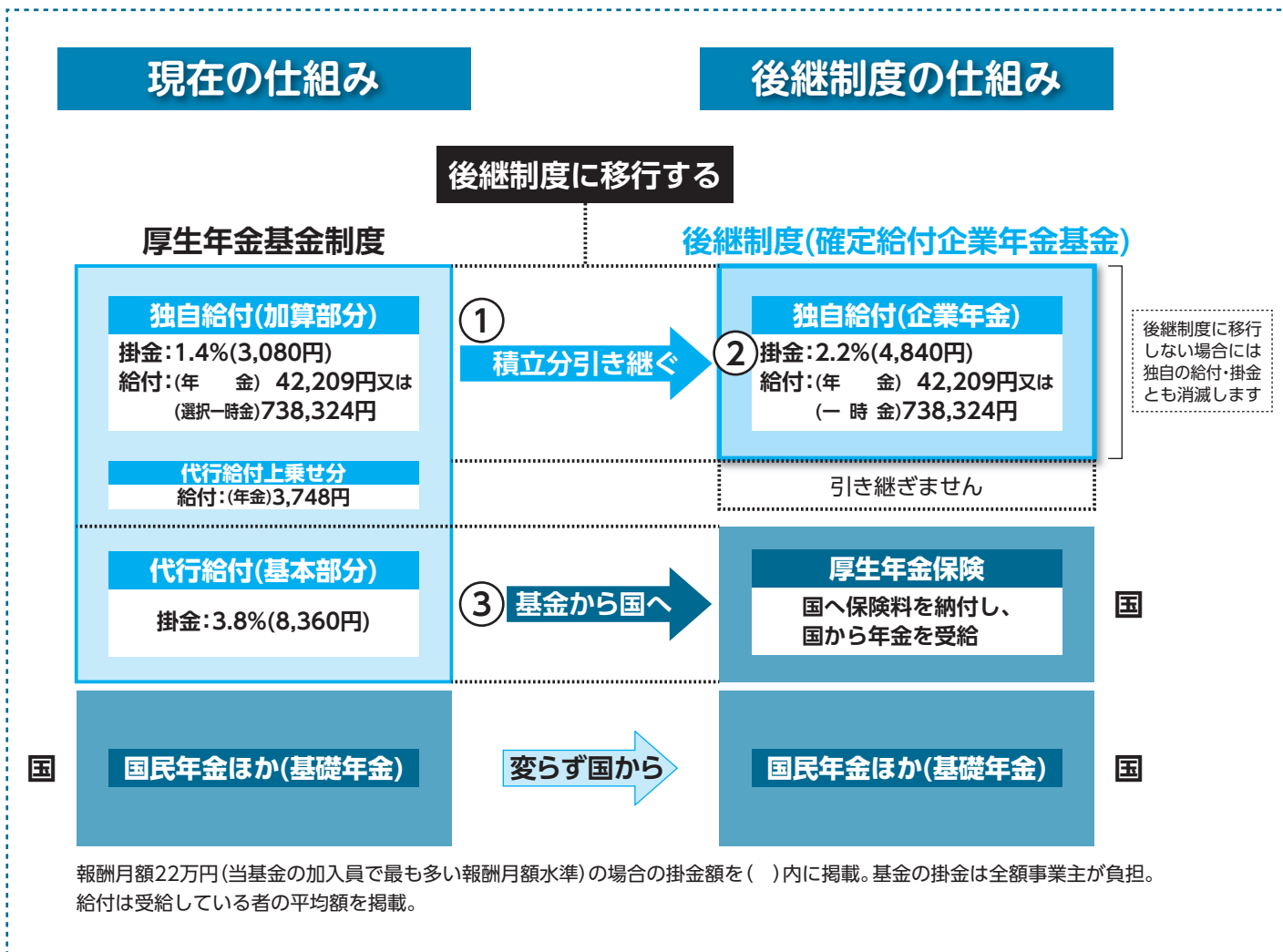
後継制度を設立し、引き続き加入する事業所の加入員毎の一時金相当額並びにその事業所にお勤めしていた受給者や待期者の給付を引き継いで、既得権を守ることのできる企業年金制度を継続させることが最善の選択と判断しました。

# 後継制度に移行後の掛金と給付のしくみ

- ①厚生年金基金解散時の加算給付(一時金相当額)を保証し、後継制度に引き継ぎます。
- ②掛金を0.8%増額させていただきます。(掛金率を1.4%→2.2%へ)  
当基金は、設立以来掛金の引上げを実施したことはありません。他の厚生年金基金の平均掛金率は2.5%であり、これまで他基金に比べ低い掛金水準で運営を行ってまいりました。他基金と比較すると、一人当たり月額2,420円(報酬月額22万円)、15年間で約43万円の違いとなります。
- ③代行給付分の掛金及び給付の支給義務は国に移り、代行給付の上乗せ分は引き継ぎません。

## 後継制度に加入すると

- 厚生年金基金のこれまでの加算給付の受給権を保全できます。(高齢化社会における老後の生活資金の一部になります。)
- 退職金制度において、内枠として上乗せ給付を引き続き利用できます。(退職間近の加入者が多数いる場合はメリット大。)
- 今までどおり損金算入しながら、社外積立として退職金の事前準備(費用の平準化)が図れます。



## 増加する掛金額(厚生年金基金の掛金額に対して増加する金額)

加入員一人当たり 報酬月額  × 0.8% = 増加掛金額(月額)

事業所全体 加算給与月額\*  × 0.8% = 増加掛金額(月額)

\*基金のホームページに簡易計算出来る計算表を掲載しておりますのでご利用ください。

※毎月、事業主あて掛金納入告知書に同封してお送りしている「掛金増減計算書」の加算部分合計(当月末)欄に記載されている数値

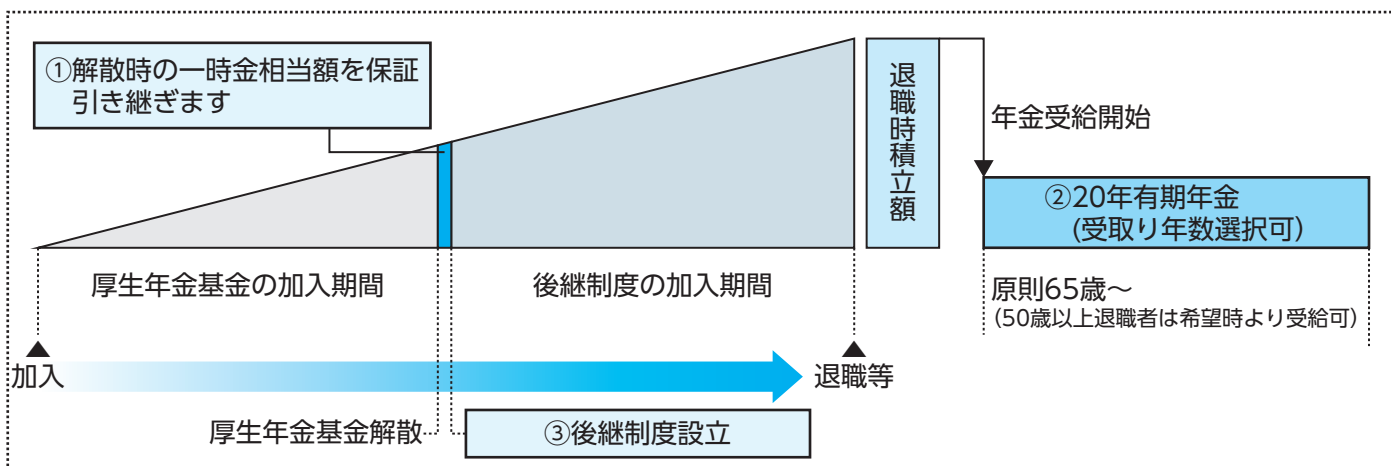
# 後継制度(確定給付企業年金基金)の給付概要

- ①厚生年金基金解散時の加入員毎の一時金相当額を保証し引き継ぎます。  
また、後継制度に加入される事業所に勤めていた受給者・待期者も引き継ぎます。
- ②20年保証付有期年金(受取り年数(5年,10年,15年,20年)を選択できます。)  
また、本人の希望により年金を一時金として受取ることもできます。
- ③後継制度の設立は平成28年3月1日を予定しています。

## 給付をお支払いするための財政面の安定化

- 代行部分が切り離されることで、国の利回りとの競争(国の利回りの凹凸による財政への影響)がなくなり、後継制度独自のリスク許容度に合わせた資産運用が選択でき、財政に与える影響を限定的にすることが出来ます。また、有期年金(20年)にすることにより高齢化等による財政面での安定化が図れます。
- 予定利率をこれまでの4.1%から2.0%に変更することにより、リスクが低い資産運用が可能となり、多くの資産を元本保証の一般勘定で運用することで、より安定した運用が行えます。

## 後継制度(確定給付企業年金基金)の給付概要をイメージしたものです



給付の種類	加入期間	受給方法	支給開始	支給期間	保証期間
老齢給付	10年以上	年金 (一時金選択可)	原則65歳 (50歳以上退職)	20年 (期間の選択可)	20年 (期間を選択した場合は期間内)
脱退一時金	原則3年以上	一時金	退職時・65歳時	—	—
遺族一時金	原則3年以上	一時金	死亡時	—	—

## ▶▶▶モデル給付

### 30歳加入・後継制度設立時40歳の場合

年齢(歳)	期間(年)	報酬月額(千円)	老齢給付金(千円)	一時金(千円)
40	10	313	27	330
45	15	339	41	537
50	20	365	55	774
55	25	392	70	1,044
60	30	418	84	1,350
65	35	—	98	1,695

# 今後、益々重要になる退職後の設計

退職後のライフプランのとおり、今後、益々生活設計が重要になってきます。  
確定給付企業年金基金の年金給付を退職後の生活設計にお役立てください。

## ご参考 退職後のライフプラン

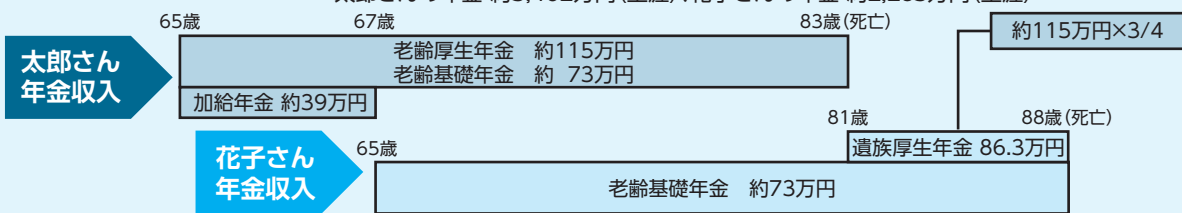
安心して退職後の生活を送るためには、退職するまでのあいだにライフプランにあったお金の準備計画を立てることが大切です。  
退職までに準備できるお金と公的年金などがセカンドライフに使えるお金となります。

### 〈太郎さん・花子さん夫婦 セカンドライフの収入と支出〉

60歳から平均余命までの年金受給期間は、夫18年、妻23年となり、2人の年齢差を2歳とすると妻1人の期間は7年となる。(厚労省「簡易生命表／H25年」)  
※太郎さん：昭和59年生まれ／厚生年金38年加入／平均標準報酬月額46万円 花子さん：昭和61年生まれ／第3号被保険者として国民年金38年加入(学生納付特例期間あり)

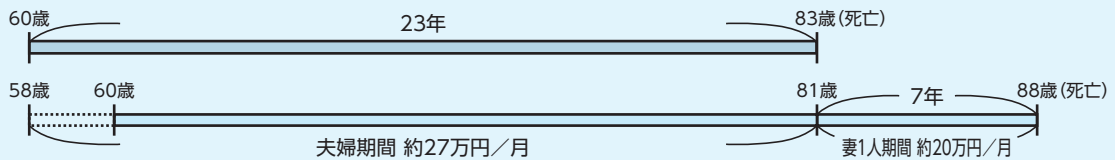
#### ◆収入 約7,686万円

〈内訳〉退職金 1,941万円(厚労省「H25年就労条件総合調査結果の概況 退職給付(一時金・年金)の支給実態」より)  
太郎さんの年金 約3,462万円(生涯)、花子さんの年金 約2,283万円(生涯)



#### ◆支出 生活費9,132万円

\*世帯主60歳以上の無職世帯の月平均支出額は、約27万円(総務省統計局「家計調査／H25年平均速報結果の概況」)



$$27\text{万円} \times 12\text{ヵ月} \times 23\text{年} = 7,452\text{万円} + 20\text{万円} \times 12\text{ヵ月} \times 7\text{年} = 1,680\text{万円} = 9,132\text{万円}$$

試算の結果 収入(7,686万円)－セカンドライフの生活費(9,132万円)＝△1,446万円 不足額

# 今後のスケジュール

平成26年	2月	代議員会	後継制度設立並びに厚生年金基金特例解散方針等議決
	9月	代議員会	解散計画議決
平成27年	2月	代議員会	特例解散・将来返上(前納)の同意書取寄せ議決
	3月	後継制度(確定給付企業年金基金)加入(仮)同意書のご案内 代行部分の将来返上並びに厚生年金基金解散の同意書のご案内	
	5月～7月	必要に応じ将来返上・代行資産前納に関する対応	
	9月	後継制度(確定給付企業年金基金)加入同意書のご案内	
	10月～	残余財産の交付に関する同意書のご案内	
平成28年	1月	代議員会	厚生年金基金解散議決
	3月	厚生年金基金解散認可	厚生年金基金からの加算給付終了 厚生年金基金への掛金払込み終了
	3月	確定給付企業年金基金設立認可	確定給付企業年金基金からの加算給付開始 確定給付企業年金基金への掛金払込み開始
平成29年	7月～8月	残余財産確定(清算終了)	

\*スケジュールについては、確定しているものではないので、変更することもあります。



# 事業主さまにご提出いただく書類

後継制度である確定給付企業年金基金を新たに設立し、厚生年金基金を解散するため、同意書等が必要になります。

## 平成27年3月頃からご案内

### 1 後継制度(確定給付企業年金基金)加入(仮)同意書

後継制度にご加入をご検討いただいている事業主さまのご同意をお願い致します。

- 事業主さまのご同意

(仮)同意書をご提出いただいた事業所には、後継制度へスムーズに移行できるよう、準備を進めさせていただく予定です。

### 2 代行部分の将来返上並びに厚生年金基金解散の同意書

次のことについて、ご同意を頂くことになります。

- ①当基金が、将来、解散すること。
- ②将来返上の認可申請を行うこと。
- ③解散時に代行不足の状態である場合、解散時特例の申請を行うこと。  
(代行不足が解消された場合は、通常解散となります。)

- 事業主さまのご同意
- 加入員さまのご同意
- 加入員の3分の1以上で組織する労働組合がある場合は、労働組合のご同意

実施につきましては加入員さまのご同意も必要になります。事業主の皆さまには、ご多用のところ大変恐縮に存じますが、ご理解をいただき、同意書の取りまとめをお願い致します。

なお、受給者さま、待期者さまには、基金から通知をお送り致します。(ご同意は不要です。)

## 平成27年9月からご案内予定

### 3 後継制度(確定給付企業年金基金)加入同意書

加算給付を引き継ぐ後継制度にご加入いただくための同意書です。

## 平成27年10月頃からご案内予定

### 4 残余財産の交付に関する同意書(後継制度加入事業所のみ)

後継制度にご加入いただいた事業所に、所属加入員分の残余財産を後継制度に交付を行うための同意書です。(前後してOB受給者・待期者にも個別に同意書の提出をご案内します。)

ご質問等がございましたら、  
こちらまでお問い合わせください。

## 全国卸商業団地厚生年金基金

〒107-8419 東京都港区赤坂5-1-31 第6セイコービル4階  
TEL 03-3560-3050 フリーダイヤル 0120-059064  
(受付時間 9:00~17:00、土・日・祝日除く)  
FAX 03-3560-3054